

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 28 年度第 1 回枚方市障害者差別解消支援地域協議会
開 催 日 時	平成 28 年 6 月 28 日（火） 午後 3 時 00 分から 4 時 30 分まで
開 催 場 所	市民会館 1 階 第 3・4 集会室
出 席 者	山田委員、伊藤委員、桐山委員、中島委員、長尾委員、原田委員、 河野委員、向井委員、東委員、安田委員、平田委員、仲島委員、 山本委員、角谷委員、 (行政) 人権政策室、商工振興課、保健予防課、施設整備室、土木総務課、 市立ひらかた病院総務課、教育総務課、障害福祉室
欠 席 者	吉田委員
案 件 名	1. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要について 2. 枚方市障害者差別解消支援地域協議会の取組みについて 3. 障害者差別解消法施行に伴う本市の取組みについて 4. その他
提出された資料等の 名 称	資料 1. 枚方市自立支援協議会幹事会報告・各専門部会報告 資料 2. 障害者差別解消相談対応ガイドラインフロー 資料 3. 障害のある人への差別をなくそう（市作成 啓発用パンフレット） 資料 4. 枚方市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱 資料 5. 枚方市障害者差別解消支援地域協議会委員名簿 参考資料 1 枚方市障害者差別解消支援地域協議会の傍聴に関する取扱要領(案) 参考資料 2 枚方市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 参考資料 3 窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアル
決 定 事 項	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別 及び非公表の理由	—
傍 聴 者 の 数	2 人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	福祉部 障害福祉室

## 審 議 内 容

事務局： ただ今から、平成 28 年度第 1 回枚方市障害者差別解消支援地域協議会を開催致します。

本日はご多用中の折、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、障害福祉室の課長代理の吉水と申します。よろしくお願い致します。

この協議会の事務につきましては、枚方市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱第 9 条の規定により、事務局は枚方市福祉部障害福祉室が担当することとしておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、枚方市障害者差別解消支援地域協議会の開催に先立ちまして、福祉部長の山口よりご挨拶申し上げます。

(山口部長 挨拶)

事務局： それでは、本日配付しております資料のご確認をお願い致します。

(資料確認)

資料については以上でございます。

資料の過不足等ございましたら、事務局までお申し出ください。

本協議会の運営につきましては、同要綱第 5 条第 1 項の規程により座長を置くこととしており、第 3 項により代表者会議の座長は、枚方市福祉部障害福祉室長の職にある者を充てると規程していることから、福祉部次長兼障害福祉室長の服部が座長を務めさせていただきます。それでは以後の進行につきましては、座長をお願いを致します。

座 長： 皆様、こんにちは。私は福祉部次長兼障害福祉室長の服部と申します。

どうぞよろしくお願い致します。室長の職にある者が、座長とし代表者会議担当するとあることから本日、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。座らせていただきます。

それでは、まず事務局より報告をお願い致します。

事務局： 案件に入ります前に、本協議会の公開・非公開についてご確認をお願い致します。「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」第 4 条に基づき、本協議会の公開・非公開の取り扱いについてお諮りさせていただきます。枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第 3 条第 1 項では、「審議会の会議は原則として公開する。」とされています。ただし、第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当する場合は公開しないことができるとしてありますが、本日の審議会の

案件はいずれにも該当しないことから公開とさせていただきます。会議の傍聴にあたりましては、本日参考資料1としてお配りしております「枚方市障害者差別解消支援地域協議会の傍聴に関する取扱要領（案）」のとおりとしたいと思います。

また、会議録の作成につきましては、同規程第7条第1項により、当該協議会が公開または非公開であるにかかわらず、当該協議会の終了後、速やかにその会議録を作成しなければならないとあり、その内容については同条第3項第1号の規定により、審議の経過がわかるように発言内容を明確にして記録することとあります。このことから、発言内容は全文に近い要約筆記とし、発言した者の表記につきましては、座長、委員、事務局とします。委員の表記につきましては、氏名の特定は致しませんが、最初に発言された方からA委員、B委員というように委員の前にアルファベット表記をつける形で記載します。例えば、最初に発言されたA委員が3回発言されたとすれば、A委員という表記が会議録に3回出てくる取り扱いとしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

事務局： ありがとうございます。では、本協議会につきましては公開とさせていただきます。会議録についても公開とし、発言者はA委員、B委員といった表記で作成をさせていただきます。また、ただ今の審議をもちまして、参考資料1「枚方市障害者差別解消支援地域協議会の傍聴に関する取り扱い要領（案）」の（案）がとれ、確定と致しますのでよろしくお願い致します。

座長： ただ今、本協議会においては公開となりましたので、本日の傍聴希望者がいらっしゃる場合はこれを許可したいと思います。

(傍聴者入場 傍聴者2名)

事務局： それでは、各委員の紹介に移らせていただきます。

なお、本日、医師会の吉田委員におかれましては、ご欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告致します。

障害者差別の解消に資する取り組みにつきましては、今後、関係機関がお互いに「顔」の見える関係を築くことが大切と考えておりますことから、本日は自己紹介という形をお願いをしたいと思います。

つきましては、皆様から自己紹介とご自身の機関の紹介を簡単にお願ひできればと思います。また、この障害者差別解消法についてどのようにお考えか、また、各機関でどのようなことをしていられるか等、もし、お話をしていただけることがご

ございましたら、併せてご紹介をいただければと思いますのでよろしくお願い致します。順番につきましては、お座りいただいている順にと考えておりますが、A委員よりお願いを致したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

A委員： 大阪法務局から参りました人権擁護部第二課長のAと申します。どうぞよろしくお願い致します。せっかくの機会ですので、法務局の人権擁護の業務についてお話しさせていただきたいと思っております。国民の人権擁護に携わる国の行政機関として法務省に人権擁護局があります。下部機関として、法務局に人権擁護部、さらに地方法務局の人権擁護課があり、人権擁護のための活動を行っております。

我々、人権擁護機関の活動につきまして、大きく分けまして3つございまして、まず1点目 人権侵犯事件の調査救済、2点目人権相談、3点目 人権啓発でございます。この人権啓発に関しましては、人権擁護機関で国に求められております主な人権課題として、17項目を挙げております。この中には障害のある人の人権がございます。法務省の人権擁護機関としましては、ノーマライゼーションの理念を一層定着させ、障害のある人の自立と社会参加をさらに促進するために、さまざまな啓発活動を行っていくところでございます。

今回の障害者差別解消法施行に伴う取り組みというのは行っておりませんが、従前から高齢者、障害者に対する暴行、虐待等の事案は数多く発生していることを鑑みまして、これらの高齢者や障害者をめぐるさまざまな人権問題の解決を図るための人権相談活動を強化することを目的としておりまして、毎年全国一斉に高齢者、障害者の人権安心相談強化週間を実施しており、本年度につきましては、9月5日月曜日から11日日曜日までの7日間、実施する予定としております。

本協議会の各機関の取り組みについて情報交換し、今後の人権擁護活動に生かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

B委員： 枚方寝屋川消防組合から参りました総合管理課長のBです。本日はどうぞよろしくお願い致します。

C委員： 枚方市立小学校長会から参りましたCと申します。どうぞよろしくお願い致します。普段、子供達の人権の面、それから支援教育の面を配慮して子供たちが育っていくように見守り、また教育を行っております。どうぞよろしくお願い致します。

D委員： 北大阪商工会議所のDと申します。商工会議所では、ご商売をされている方のご相談に乗らせていただいたり、経済セミナーを開催させていただいたりしていますが、不特定多数の方が来られまして、中には体の悪い方ですとか、外国の方で日本語の喋れない方もいらっしゃいます。そういった方々への対応などをこの場で勉強させていただき、今後の適切な対応へとつなげていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い致します。

E委員： 皆さんこんにちは。枚方の歯科医師会で理事をしておりますEでございます。歯科医師は、健常の方にとっても、障害者のある方にとっても、必要とされる場所でございます。我々歯科医師会としましては、全力を挙げて、平等に治療できる環境づくりをしていきたいと思っております。微力ながらお手伝いさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い致します。

F委員： こんにちは。大阪弁護士会から来ましたFと申します。弁護士は、弁護士会に所属しないといけないことになっていまして、大阪の弁護士は、皆、大阪弁護士会に登録しております。そのうちの一部が委員会活動として、いろんな刑事弁護だとか人権とかそういった活動をしているのですが、私は高齢者、障害者の委員会の活動をしておりまして、通称ひまわりという委員会なんです、その中から今回こちらに来させていただくことになりました。普段から障害者の分野を専門に活動しておりますので、またよろしくお願い致します。

G委員： 初めまして。当事者委員のGと申します。私は、神経難病で生まれまして、今38歳です。出身は徳島ですが、枚方には、24歳の時に来ました。今は、ヘルパーの介護を受けながら一人で生活しております。1年前に訪問介護の事業所を立ち上げて、今、運営をしていますが、ここ数十年で障害者をめぐる制度も大きく変わって来ております。この4月に差別解消法が施行されましたが、身近な例で1点だけ挙げさせていただくと、福祉の世界においては障害者の理解は深まったと思っておりますが、福祉の世界を一步外に出ると、まだまだ理解のなさがあるのではないかと思います。私は食事に行くことが好きなんです、例えば、枚方市駅周辺の飲食店が入っているビルに、知人と食事に行ったところ、ビルの上から順番に電動車いすで入れるお店を見て回ったのですが、狭かったり、座敷があつたりと、私が入れるお店が1軒もなかったということがありました。まだまだ福祉以外の分野の方の理解が必要な厳しい状況にあると思っております。本日はいろんな分野の方が来られていますので、私は当事者として、できることがあれば力を出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

H委員： 基幹相談支援センター パーソナルサポートのHと申します。よろしくお願い致します。私は、この地域協議会の運営も含め、事務局と一緒に差別解消に関する取り組みを努めていきたいと思っております。いろんな機関と協力して、地域で生かされるように活動していきたいと思っております。

普段は基幹型相談として、ご家族の方や当事者の方からの相談を受けて、問題解決に至るまでを担当していますが、私自身こういう世界に入ってきたのは、もともと学生時代に、同級生に障害者の方がいらっしゃって、その人との関わりがきつ

けとなり、障害福祉サービスの職員をし、そして今、相談支援をしております。

当時は、分離教育が主で地域に障害者がいなかったのですが、統合教育の取り組みが始まったのもちょうどそれくらいの時でした。現在の法律ができる流れの中で、統合教育、共に学ぶという取り組みから、今はインクルージョンということで、地域の中で一緒に暮らせるか、そのための仕組みをどうするかということ等が問われているのではないかと考えております。

そういう意味で、今回の法律対象は多くありますが、とりわけ教育については非常に大きなテーマだと思っております。

家族の方、もしくは当事者の方からの相談を受けていますと、未だに重度障害になると、学校へ通学する際に付き添いを求められ、実質、学校に行けないというようなお話を聞きます。こういったことがないように、学校に通うところから始まって、地域で学んで、地域で暮らせるような、そういった仕組みができればと思っております。よろしく申し上げます。

I 委員： 皆様こんにちは。当事者委員のIと申します。視覚障害当事者で全盲です。枚方で生まれ、ずっと地域の中で育ってまいりました。現在は障害者相談支援センターわらしべというところで、同じような障害のある方の相談をお受けしたり、お話をお聞きしたりするピアカウンセラーというお仕事をさせていただいております。そういった立場からも、まだまだ地域で生活をする上では大変な部分があるというお話を聞くことがあり、私自身もそう思います。そういったことの解決に向けて、何かできないかなと思うのが1点と、差別解消法の施行について昨年あたりから言われ出して、少しずつですが、よい変化も感じられます。

先ほどのG委員からのお話のように、福祉の分野では比較的障害への理解があると私も感じています。

また、公共交通機関についても、以前と比較すると、随分対応が良くなりました。以前に比べると気にかけていただき、親切に対応していただくことが多くなりました。しかしながら、やはりまだまだ理解が進んでいるところとそうではないところがあるように思います。

また、個人的に感じていることで、周りの人からも聞くことですが、私は普段、仕事でパソコンを使っています、枚方市の資料や、厚生労働省等の国の資料について、音声で画面を読み上げてくれるソフトを使って読むことが多くあります。ですが、中には、音声読み上げソフトに対応していないPDGファイルもあるので、その辺は使いにくいと感じています。そういった問題についても、少しでもこの協議会に参加していく中で解決につなげていければと思っております。よろしく願い致します。

J 委員： 地域支援センターゆいの管理者で、枚方市社会福祉協議会のJと申します。よろしく願い致します。

地域支援センターゆいは、津田にあります。市内には障害者支援センターが6か所ありまして、各支援センターが基本的には相談支援の事業と、地域活動支援センターI型という事業を行っております。相談支援の相談内容は様々ですが、地域活動支援センターI型につきましては、生け花とか料理等の創作活動や、畑作業や、室内作業といった生産活動をしたり、サロン活動や障害当事者の方が自主的にいろんなサークル活動をしておられることを支援しているというような、地域で障害のある方が豊かに生きていくための支援を行っております。

基幹型支援センターとしてのゆいの特徴としましては、社会福祉協議会が法人で成年後見事業をしており、高齢認知症の方ですとか、知的障害の方、精神障害の方の金銭管理等、サービスの要援助事業等をしている関係から、人権に関わる相談も多く受けておりまして、その対応もしております。差別解消法につきましても、障害のある方の人権を守っていくために、大切に受けとめて活動しております。

昨年は、障害当事者は法律ができたことすら、なかなか情報が入ってきにくい状況にある中で、差別解消法をどう理解しているのだろうかということ踏まえまして、主に知的障害の方と一緒に、1年間をかけて、差別とは何だということや、差別についてどう思うか等について勉強をしてきました。勉強をしていく中で、いろんな辛い思いをしてきたこと、差別に値するようなこと、虐待等、いろんなことを当事者の方々から聞きました。障害者差別というのは、障害者に対する理解不足から始まっていくんだなということを実感しています。

この会議の場も含めまして、障害への正しい理解を広げていくことを私達がきちっとしていかないといけないと思っております。

勉強会で話し合いをする中で、障害当事者の方が、「障害があっても何もできないというわけではない。障害があってもなくても同じなんです。」ということをおっしゃっておられました。今後、障害者に対する理解を広げていくような活動をしていきたいと思っております。

この協議会につきましては、お互いの立場で考え合うとてもよい機会と思っております。期待もしております。どうぞよろしくお願い致します。

K委員： 当事者で、枚方社会福祉協議会の地域支援センターのゆいを利用しておりますKです。普段はビルで清掃をしています。主に外回りの清掃やごみ収集の清掃をしています。階段の清掃もしています。トイレ清掃や、スポーツセンターの清掃等もしています。

地域支援センターゆいのサークルでは、皆と一緒に考えながら、旅行をしたり、花火を見たりしています。年次ごとに役員も決めています。

差別解消法についてですが、障害者差別ってまだまだあると思います。いろいろと。知らないところで何かあると思います。昨年は差別解消法の勉強会に参加しました。大阪府立大学の三田先生が講師で、みんなとずっと話し合ったり、情報交換とかをしてきました。みんな自分で考えてやってきました。以上です。

L委員： 基幹相談支援センター、主に精神障害を担当させていただいております、NPO法人陽だまりの会のLと言います。

障害者自立支援法になってからは、精神障害者といわれる方々も「障害者」という枠の中にしっかりと位置づけられて、福祉の対象となりましたが、皆さんもご存じのように、精神障害の方々が、地域の中で生活をしているということが、多くの方に周知されてきてからは、まだ日が浅いと思います。多くの方が、まだ、精神の病気の方は病院で治療を受けていると思っています。病気も併せ持ちながら、障害のある人が地域で暮らしているということを知っていただく必要があると思います。以前より、国の施策等も、地域で生活をする精神の障害者に対するいろんな制度が適用されるようになってきたと思っています。

精神障害については、まず当事者であるご本人、あるいは家族の方々が、自分は精神障害者であるということに対して十分な受け止めができていないことが多くあります。自分の内なる差別・偏見というものがありますし、日本人の中にもありますし、同時にそれは障害を持ったり福祉を受けている当事者の中にもあるということ、事実はまだそんなに変わっていないだろうというふうに思っています。

私たちの基幹相談支援事業所の役割としましては、専門の病院に入院している、入院する必要のない方々を地域に戻すという、地域移行の取り組みというのがかなり大半部分を占めております。同時にその人たちが地域へ出て、生活を送っていくことのお手伝いをしていくことも大きな役割になっています。

この差別解消法が施行されることによって、精神のみならず、いろんな障害を持っておられる方がこの枚方という地域にたくさんいるということをお互いが理解し、それぞれがしんどいと思うような状況を共有して、一つ一つ目に見える形で何かを変えていくことができればいいのかと、それが法律ができたことの一つのメリットにはなるのかなというふうに思っておりまして、ぜひ皆さんに協力をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

M委員： 当事者委員のMです。よろしく申し上げます。

私は20年前にそううつ病という心の病にかかりまして、定期的に通院して投薬治療を行っています。今のところ活動としてはケアヘルパーとして当事者として同じ心の病を持った病者の主に外出支援と通院介助を担当しております。また、ケアサポート活動として中・長期入院患者のサポート、また介護のフォローをする活動を行っています。

私自身も心の病を持ってから、病気による差別を実際に受けました。それに対する憤りもあります。つい最近もそういうことあったんですけども、こういう場を借りて、そういう問題提起というか、できたらいいなと思っております。よろしく申し上げます。

N委員： 当事者のNです。よろしく申し上げます。高齢者のヘルパーをしています。よろ

しくお願いします。

事務局： ありがとうございます。続きまして、行政機関の委員紹介をさせていただきます。

(行政機関の委員紹介)

事務局： 続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員の紹介)

座長： それでは、早速ですが案件に移らせていただきます。

まず案件1. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要について、案件2. 枚方市障害者差別解消支援地域協議会の取り組みについて。2件を事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、案件1. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法の概要についてご説明をさせていただきます。失礼して座って説明をさせていただきます。この障害者差別解消法は今年4月より既に施行されているものであり、内容につきましては、既にご存じであることと存じますが、本日は第1回目の開催ということもあり、簡単にご説明させていただきたいと思えます。

資料1. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要をご覧ください。障害者施策に関しましては、平成18年に国連において障害者の権利に関する条例が採択されるなど、近年、障害者の権利保護に向けた取り組みが国際的に進展しております。この障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、平成23年度には障害者基本法の改正が行われ、その第4条において基本原則として差別の禁止が規定されました。差別解消法はこの基本原則をより具体化するための法律として位置づけられるもので、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって差別の解消を推進し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、平成25年6月26日に交付され、平成28年4月1日に施行されたものです。

法の対象となる障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害等、その他の心身の機能の障害がある人、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人のことを言います。よって、障害者手帳を持っていない人であっても障害等により継続的に日常生活等に相当な制限を受ける方

であれば、法の対象となります。

障害者差別を解消するための措置としましては、正当な理由がある場合を除いて差別的取り扱いの禁止と、合理的配慮の不提供の禁止があり、差別的取り扱いの禁止につきましては国・地方公共団体及び民間事業者ともに禁止され、合理的配慮の不提供の禁止につきましては、国・地方公共団体においては法的義務が生じることとなりますが、民間事業者においては努力義務とされています。

差別的取り扱いの考え方につきましては、障害者に対して正当な理由なく障害を理由としてサービス等の提供を拒否すること、提供するにあたって、場所や時間帯等を制限すること、障害者でない者に対してはつけないような条件をつけることなどにより、障害者の権利利益を侵害することは、不当な差別的取り扱いとして禁止されます。

なお、客観的に見て正当な目的のもとにやむを得ないと言える場合のサービス等の提供の拒否であれば、正当な理由に当たりますが、その場合であっても障害者に対し理由について理解をしていただけるよう説明をすることが必要となります。

また、合理的配慮の考え方としましては、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も障害者差別に当たります。この差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止についての対応を具体化するために、国や地方公共団体等においては対応要領を作成することとされており、地方公共団体においては努力義務とされておりましたが、本市では職員が遵守すべき服務規律の一環として職員対応要領を作成し、また職員が窓口において障害のある市民に対応する際に障害を理解し、適切に対応するため、障害の種別ごとの特性や対応の具体例を盛り込んだ、窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアルを作成し、職員への周知を行っております。

差別を解消するための支援措置としましては、相談や紛争の防止等のための体制を整備するほか、地域における連携を図るため、障害者差別解消支援協議会を設置し、関係機関等を含めた障害者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うネットワークを組織することとされています。

この他、啓発活動等の実施についても差別を解消するための支援措置として定められております。

続きまして、案件2. 枚方市障害者差別解消支援地域協議会の取り組みについてご説明させていただきます。

先ほどの法律の説明にもありましたように、障害者差別を解消するための支援の一つとして掲げられている障害者差別解消支援地域協議会につきましては、障害者にとって身近な地域において主体的な取り組みを行うことが重要とされております。障害のある方が差別に関する相談を行う際に、相談内容に応じた関係機関や担当部署を選んで相談に行くことが難しく、また相談を受けた機関においても内容に

よっては当該機関だけでは対応できない可能性も多くあります。障害者差別解消法第17条では、国と地方公共団体の機関は地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うネットワークとして障害者差別解消支援地域協議会を組織できるとされております。

このことから本市では相談への迅速かつ適切な対応や紛争解決に向けた対応力の向上を図るため、枚方市障害者差別解消支援地域協議会を設置することとしたものです。この協議会の設置により、長期的な視点で考えますと、相談事例の共有、蓄積が進むことで新たな相談への対応についても蓄積した相談事例からスムーズに適切な機関へつなぐことができるようになる等、障害者等からの相談がいわゆるたらい回しになることを防げるほか、複数の関係機関において連携が必要な相談事例についても対応が可能になると考えておりますので、ご理解をいただきますようによりしくお願い致します。

次に、枚方市障害者差別解消支援地域会がどのようなことをしていくのか、ご説明をさせていただきます。

資料4. 枚方市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱をご覧ください。本協議会は要綱による設置であり、要綱において構成機関、会議の種類、運営等について定めております。

第4条をご覧ください。地域協議会における会議の種類は代表者会議及び調整会議とすると規定しており、第2項において代表者会議では地域協議会の事務のうち総括的事項を協議することとしております。このことから今後、この枚方市障害者差別解消支援地域協議会では代表者会議としまして調整会議で行ってきた障害者差別の解消に資する取り組みについての情報共有や情報交換を行い、関係者の障害者差別に関する共通認識を醸成する場としたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

資料2. 障害者差別解消相談対応ガイドフローをご覧ください。障害者差別に関する相談の受け付けから代表者会議までの流れをまとめたものでございます。

まず、相談者窓口につきましては、障害者差別に関する新たな相談窓口を設置するのではなく、既存の窓口を活用充実させることとしております。行政機関としましては、障害福祉室が主な窓口、地域におきましては市内6カ所にごございます相談支援センターが主な窓口になると考えております。

各機関で受けました相談につきましては、事務局会議におきまして事前の検討を行います。この事務局会議につきましては、先ほどの要綱第6条において、障害者差別の事例に迅速かつ柔軟に対応するため、調整会議に事務局会議を置くこととしており、事務局会議において事例の検討を行い、相談内容から生活上の相談であれば相談支援等へつなぎ、障害者虐待にあたる相談事例であれば虐待対応として担当へ引き継ぎを行います。また、障害者差別にあたる相談であった際にも相談者の相談の趣旨、どういった対応を望んでおられるか、相手側への確認が必要かなどの協

議を行います。この事務局会議におきましては月1回開催を致します。

調整会議につきましては、地域における障害者差別の実態の把握や情報の収集、また事務局会議で検討を行った事例のうち、関係機関等への報告や情報の共有が必要と考えられるものがある場合等に不定期に開催をすることとしており、構成につきましては事務局会議を構成する者及び人権政策室、構成機関等から選任された者、当事者委員などで主に実務的な事項を行うこととしております。このことから今後調整会議を開催するに当たり、各関係機関等へ出席依頼をさせていただく際には実務担当者のご出席をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

なお、事務局会議、調整会議で対応が困難な事例につきましては大阪府の広域支援相談員へ相談要請を行うことにより、より専門的に公益的に対応していただくことができます。

繰り返しになりますが、代表者会議に位置付けておりますこの枚方市障害者差別解消支援地域協議会へは、事務局会議、調整会議で対応した相談事例の報告を行い、情報共有するとともに、それぞれの機関における経験や専門知識を持ち寄り障害者差別の解消に資する好事例などの情報交換を行うことによって、各関係機関において障害者差別に関する相談対応や、それぞれ自らの役割に応じて差別の解消に向けた取り組みを実施する上でお役に立ていただければと考えております。

なお、この法律は国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象としているものであり、個人的な思想や言論といったものは対象としておりません。このことから一般の方の個人の思想、言論といったものは法の対象となりませんが、障害に対する理解を深めていただき、差別のない社会の実現に向けて広くこの法律の趣旨や内容について啓発活動を行っていくことが重要と考えております。そのため、啓発活動につきましても、今後さまざまな手法で取り組んでいきたいと考えております。啓発に関する情報やご報告につきましても、この会議でさせていただきたいと考えております。

最後に資料3としまして、本法律施行に合わせまして、本市で作成をいたしました啓発パンフレットをお配りしておりますのでご覧ください。裏面には相談窓口としまして先ほどご説明させていただきました市内6か所の相談支援センターの連絡先等も掲載しております。中身につきましては、またお時間のある時にお読みいただければと思います。

以上で、案件1、案件2のご説明とさせていただきます。ありがとうございました。

座長： それでは、案件1、案件2の説明につきまして、ご意見・ご質問はございますでしょうか。ご質問・ご意見がある際につきましては、挙手いただきましたらマイクをお返し致しますので、マイクがきてからご発言いただきますようお願いいたします。

G委員： 当事者委員のGです。ただ今説明のありました代表者会議の開催については、大体どのくらいのペースで開催するという考えかということが1点と、2点目は意見にもなってくるんですが、代表者会議における情報の共有なんですが、会議の開催の頻度にもよるんでしょうけれども、できるだけリアルタイムといいます、例えば1年後に事例を共有するというよりも、もう少し短い3か月ないし、2か月という単位で事例を共有するということができないのかと思います。例えばメールであったり文書であったり、個人情報の関係が当然あるので、匿名制にはなってくるんでしょうけれども、いろんな分野でどういう相談事例、差別事例があったのかという情報について共有できればいいんじゃないかと思い、提案をさせていただきました。あと、2つ目の意見で補足なんですが、全ての事例と言うわけにはいかないと思いますが、例えば市のホームページや一般市民対象に、こういう差別事例や相談があって、こういう会議をしてきたというような広報的な取り組みに関しても必要じゃないかという意見として挙げさせていただきたいと思います。以上です。

事務局： まず1点目の代表者会議の開催の頻度につきましてですが、今後、年1回から2回の開催の方向を考えております。2番目にご質問いただきました内容につきまして、共有の方法につきましては、G委員から言われた内容も踏まえて検討させていただきたいと思います。ただ、情報の共有をさせていただくことは重要と考えていますが、まだ相談事例というのが多くありませんので、今後、蓄積をされた時点でどのような形で情報提供をさせていただくことができるのかについて、今後検討させていただきたいと思います。また、ホームページを活用した広報活動につきましては、啓発・広報活動というのはとても重要なことと考えておりますので、今後、ホームページや広報ひらかたを活用し、障害者差別解消法を広く知っていただき、障害を理解していただくための活動をしていきたいと思っております。

座長： ほかにご意見・ご質問等ございますでしょうか。

F委員： 弁護士会からきましたFと申します。資料4の要綱に関連して質問があります。調整会議のメンバーを教えてください。個々の具体的事例に関しては調整会議にて、情報交換しながら検討していくことになったと伺ったように思います。この4条2項に調整会議のメンバーが書いてありまして、具体的には前条第1項第1号、第2号及び第14号に掲げる機関等にとあるので、枚方市の障害福祉室と人権政策室の方、それから基幹相談支援センターの方というところと、プラス同条第2項に規定する者及び同条第3項に規定する者のうち、地域協議会において必要と認めるものとなっているんですけど、メンバーについては枚方市のほうで任意にピックアップして呼びかけをされる予定なのか、事例に応じてこの案件に関して例えば医師会にも相談したりとか、そういう形で任意にピックアップされるのかというのが1点と、当事者の方の意見が非常に重要だと思うんですけど、それは2項に枚方市自立

支援協議会幹事会から推薦を受けた障害当事者があるので、そこで考慮されているということでしょうか。

事務局： 調整会議につきましては、事務局会議で検討させていただいた事例の中で、F委員がおっしゃられるように専門的な意見をお伺いしたほうがいいような案件があれば、基幹相談支援センター・障害福祉室・人権政策室以外の各機関から任意に必要となる機関の実務担当者様にお声かけをさせていただいて、専門的なお立場から、また実務経験のある方からご意見を伺って、情報の収集と、あと相談解決に向けた対応をさせていただきたいと考えております。

また、当事者委員につきましても、案件に応じてお越しいただき、ご意見をいただくという形で考えております。

座長： ほかにご意見・ご質問等ございますでしょうか。それでは、案件3に移らせていただきたいと思います。続きまして案件3としまして、障害者差別解消法施行に伴う本市の取り組み内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 案件3、障害者差別解消法施行に伴う本市の取り組み内容について説明をさせていただきます。座らせていただきます。

先ほど、障害者差別解消法の概要についてご説明の際にも少し触れましたが、地方公共団体の職員対応要領につきましては、障害者差別解消法第10条により、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に則して障害を理由とする差別の禁止について、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員は、適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとする規定されております。このことから本市では、枚方市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を、市長部局・教育委員会・上下水道事業管理者・病院事業管理者と任命権者ごとに作成しており、本日は参考資料2としまして人事課が作成したものをお配りしております。

また、障害のある市民が窓口を訪れる際に、応対する職員の側の障害についての知識が十分でないことで、障害に応じた適切な配慮が行われず、結果的に障害のある市民に不便や不快な思いをさせることがないように、窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアルを作成し、こちらも職員へ周知を行っております。本日、参考資料3としてお配りしております。本マニュアルは、職員が知っておくべき基礎的な知識をまとめたものであり、障害の種別ごとの特性を示すとともに、窓口で対応することが比較的多い事例を取り上げ、応対をする際に必要な配慮等について記載しております。

墨字版、ルビ版ともに4ページをご覧ください。なお、点字版につきましては9ページとなります。視覚障害のある方としまして、まずは視覚障害のある方には、全く見えない方と見えづらい方がいらっしゃる、見えづらい方には、光がまぶ

しい、見える範囲が狭い等、個人によって障害の状態や程度がさまざまであることを説明しています。また、対応をする際の方法としましては、コミュニケーション関連として対応をする職員から声をかける。こちらやあちらなどの指示語を使った説明は行わない等、対応する際に必要なことを記載しています。

また、墨字版では11ページ以降、ルビ版では17ページ以降に、点字版では31ページ以降に対応における配慮としまして、案内や誘導をする際に必要な配慮や相談、説明を行う際に必要な配慮等、場面ごとに障害種別に関係なく必要とされる共通的な配慮や、障害種別ごとに必要と思われる配慮について記載しております。

墨字版20ページ、ルビ版では29ページ、点字版51ページからは、身体障害者補助犬に関すること、墨字版21ページ、ルビ版31ページ、点字版55ページからは参考としまして、対応事例集を記載しております。

このマニュアルにつきましては、今後も引き続き窓口現場等からの意見を踏まえまして、さらに改善を重ねていくものであり、完成版という位置づけのものではございません。本地域協議会で情報収集、共有した好事例等につきましても事例集に加えまして、対応力の向上に努めていきたいと考えております。本マニュアルを充実したものとするため、委員の皆様からのご意見につきましても反映をさせていただきたいと考えておりますが、本日お渡しさせていただいたところでございますので、ご覧いただいた後にご意見等がございましたら、また事務局までご連絡をいただければと思っております。

次回、地域協議会におきましても本マニュアルの改正内容についてご審議をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。また、要綱第6条の規定により、調整会議に置くこととしております事務局会議につきましては、本日ご出席いただいております基幹相談支援センターのH委員、L委員、J委員と事務局にて、この間、事務局会議を2回開催してございまして、4月以降、障害者差別についてのご相談をいただいた5件の事例について内容の検討及び対応を行っております。

相談内容につきましては、差別的な言動に関する相談や、家族間のトラブル、住環境に関する困りごと等、個別対応が可能なものでしたので、この間、調整会議を開催することなく、事務局会議において対応しているところでございます。個別の相談内容の詳細につきましては、個人情報等の問題もございまして、この会議でご紹介をさせていただくことはできませんが、次回、開催の際には事例をまとめまして、ご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ致します。

以上で、事務局からの説明とさせていただきます。

座長： 案件3について、また、案件3に限らずご質問がある方、よろしくお願ひ致します。

F委員： Fです。まずパンフレットに関して意見というか、お話しさせていただきたいと思

います。とてもわかりやすくカラフルでよいパンフレットだと思いますが、ちょっと1点だけ気になりました。6ページ、合理的配慮の申し出のところですが、意思の表明がない場合というところですが、意思の表明がなかった場合、合理的配慮が行われなくても、法的差別になりません。と、この言い切りのところが若干気になりまして、内閣府のホームページに書いてあったかと思うのですが、周りから見て明らかに配慮が必要そうだと見える場合は配慮しなさいということが、書かれていたと思います。申し出がなかったからやりませんでしたという形で終わってしまうと、合理的配慮をしないことが差別なんだよというあたりの浸透が不十分かなという気がしておりますので、たくさん作っていただいていると思いますが、今後、将来的な改定の時には意識していただきたいというのが1点です。

あと、先ほどI委員のほうから点字だけでなく電子版データの提供もお願いしたいということをおっしゃっていただいております。私の友人も視覚障害で弁護士の人がいるんですけど、点字ってなかなか読むのが大変なので、音声データのほうはかなり詳しくわかりやすい。音声データのほうがいいということ言っていましたので、音声データでの提供も、また検討いただければと思います。

座長： ありがとうございます。そのほかはよろしいですか。せっかくの機会なので案件3に限らず、案件1, 2についてでも結構です。

I委員： 当事者委員のIです。障害のある人への差別をなくそうというこの啓発用のパンフレットについてなんですが、私自身は相談支援センターに関わっていることもあって、情報としてこういうパンフレットがあるということは知っていたんですけども、こういう啓発パンフレットが見えないので私自身気がついてないというのもあるんですけども、どういうところに置かれているのか、どれくらいの方が受けとられているのかが気になったので、質問させていただきたいと思います。

事務局： パンフレットなんですが、枚方市障害福祉室の窓口、及び市内6カ所の相談支援センターへ置かせていただいております。資料が今手元にごさいませんので、配布数につきましてはお答えできません。

I委員： ありがとうございます。せっかくこういう啓発用のわかりやすいパンフレットを作っていただいているのであれば、より多くの方に周知していただく意味も含めて、様々なところに配って、障害者差別解消法という法律自体も知らない一般の方もたくさんいらっしゃいますので、より多くの方の目に触れたほうが良いと思いますので、今後もっと幅広く配布することも考えていただきたいなと思います。

G委員： たびたびすみません。当事者委員のGです。パンフレットの関連で、意見といたしますか、感想といたしますか、6ページの正当な理由がある場合というところなんで

すが、この協議会でこれを言っても仕方ないというご意見もあると思うんですが、一応あえて当事者として言わせていただくと、この法律の限界点といいますか、不当ではない正当な理由があれば法的に差別ではないと言われている部分に関して、やっぱり問題はあると思うんです。正当な理由があるからそれでいいんだというふうに勘違いされる市民の方が出てくることが、当事者や団体が一番危惧しているところだと思うんです。例えばこの絵でいいますと、狭いので入れませんと。先ほど飲食店の話をしましたし、もう少し例を挙げさせていただくと、例えば高速バスですね。車椅子のまま乗れる高速バスというのはなかなかなくて、私は、地元が徳島なので帰りたいたいと思っても岡山経由で新幹線で帰らないといけな。非常に時間的にも費用的もかかってしまう。これは全国でいろんな方が問題にしているんですが、なぜ、車椅子対応の高速バスがないかという、やはり需要が少ないので経済的なバランスが悪いと。事業者からすればそういうバスをつくるのがなかなか経済的な負担であるという理由が一番大きいと思います。もう1点例を挙げると、例えば映画館の車椅子の席なんか非常に見にくい前のほうの前列のほうだったりします。全体が見やすい位置から邪魔にならないみたいな席です。あともう1点言うと、例えばファーストフード店とかですね。ファーストフードってお客さんの回転率を上げるために、この絵で示すような半分立っているような高い椅子がほとんどなんですね。これはお客さんの回転率を上げるためあえてそういうふうにしてるんだろうと。

そう考えると、2つあって、1つは車椅子利用者や障害のある人がそもそもそういうお店を利用するというを想定せずに作っている、あるいはわかっはいるけれどもあえてそうしてるという2つの側面があると思うんですけど、そういう部分をやはり当事者からすると問題であり、解決していかなければいけない課題だと思うんです。不当ではない正当な理由となってしまうと、これはこれでいいんだというふうに解釈されると非常に困るところがあって、それは、今枚方市やこの場で言っても法律に対する批判なので仕方ないんですけども、あえて強調しておきたいなという思いで発言させていただきました。

座長： ほかにご意見・ご質問ある方おられますでしょうか。会場の利用時間的にあとお一人かお二人になるんですけども。

J委員： 事務局のほうから、相談の件数の報告があったんですけども、そのうちのひとつが私どもの支援センターゆいに相談に来た案件でありまして、そのケースは個人対個人ですので、今回の法律には合わないということで、報告案件には上がってきませんが、課題が多いと思う内容でしたので、こちらで少しご報告をさせていただきたいと思います。

どうい相談事例であったかと言いますと、本人に許可なく、独特な奇声を上げる知的障害者と題した動画がYouTubeにアップロードされていました。本人

に許可なく盗撮されたことはもちろんですが、加えてその動画に対する障害者差別にあたる内容のコメントが多くあったものです。知的障害者に対するひどい差別の現実を多くの市民に知っていただきたい、知的障害のことを皆に本質をわかっただきたいという知的障害当事者家族からの相談がありました。動画は既に家族の思いによって削除されていますが、駅のホームで電車が来るのを待っている知的障害者とそのガイドヘルパーを盗撮したもので、知的障害者男性が駅構内に入ってきた大好きな電車を見て「来た、来た」と言葉を発しておられる何げない場面についての心無い書き込みがあったものです。

書き込みの内容としましては、知的障害者は外に出さないでほしい、やはり優生学は正しかった、こんなの生きていてもしょうがないだろう、日本版T4作戦で消すしかないだろう、ガイズだろう、私は障害者じゃなくてよかった、動物レベルとか言ってる人、そんなこと言ったらだめでしょ、動物に失礼でしょ、知的障害者は要らないなど、人として許せない甚だしい人権侵害のものばかりでした。

今回の件は、個人が個人に差別的な行為をしたということで差別の事例には当たらないということになるかもしれませんが、しかし、考えようによりましては顔の見えないYouTubeという媒体を使って複数の人が書き込みをしていることから、この媒体が差別を助長していることは明らかで、差別書き込みを許すYouTube等のシステムについて対策等を講じることができないかと思っております。このような観点から、事務局会議におきまして、大阪府の広域支援相談員に相談しようというふうなことになっております。

差別事例にはあがってこないと思いますが、皆様と情報の共有を図りたいと思いが報告をさせていただきました。

M委員： 私は差別を受けた事例に関することなんですけども、昨年、若い頃に入っていた生命保険と医療保険の満期が近くなって、某最大手の保険会社が更新手続きをしに来たんですね。入った当初は発病していなかったのですが、営業の方もワンランク上のプランを進めてきたんですね。それには告知義務があるので、今、心の病を発病していると告げても「大丈夫ですよ。」という感じで帰って行かれました。ところが後日、もう一度詳しい話が聞きたい、アポをとって来たんですね。次に来たのが上司らしき方で、いつ発病したのか、飲んでる薬は何か、治るのか、みたいな事を細かに聞かれて渋い顔をしながら帰って行きました。後日、その担当の営業の方から保険更新ができないという一報の電話がありまして、理由を問うてもわからないの一点張りでした。

これは僕の受けた差別的取扱いです。大阪府の条例で7月1日から自転車の保険の義務化が始まりますよね。大阪府のページからもリンクされているんですけども、ちょうど、今日は法務局の方か弁護士の方が来られているので、私、このリンク先からいろいろ問い合わせのメールを送ってみたんですが、大体同じような答えが返ってきました。ある事例をあげると、私はそううつ病ですけども、薬を飲

んで状態も安定していてヘルパーの仕事をやってますみたいな感じで送ったんですけども、ほとんどが心の病を患っている人に関しては入ることはできませんとの回答でした。これって差別ですよ。わかっているだけでも心の病の方々は約、日本で323万人いらっしゃるのに、その人達は蚊帳の外にするんですね。我々にとっては自転車というのはすごく重要な移動手段なのに、大阪府は何を考えているのかなと思いました。

座長： ありがとうございます。お時間が無くて本当に申しわけございません。次の案件に進ませていただきます。

それでは、案件4その他としまして、事務局から何かありますでしょうか。

事務局： 事務局からはございません。

座長： それでは、少し時間が長引きましたが退場の時間も迫っておりますので、本日の会議についてはこれで終了とさせていただきます。最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局： 今年度、第2回目の開催時期につきましては、まだ未定でございますので、日程が決まり次第、ご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。事務局からの連絡事項は以上です。

座長： それでは、これで本日の会議を終了します。